

八尾市空家等の適正管理に関する条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第5条 略 (市の責務)</p> <p>第6条 市は、<u>法第6条第1項</u>の規定により八尾市空家等対策計画（次項において「計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第7条～第13条 略 (安全措置)</p> <p>第14条 市長は、空家等及び法定外空家等について、第10条、第11条第1項の規定による助言若しくは指導若しくは同条第2項の規定による勧告を行った場合又は<u>法第14条第1項</u>の規定による助言若しくは指導若しくは同条第2項の規定による勧告を行った場合において、危険を回避する必要があると認められる場合で、当該空家等又は法定外空家等の所有者等から自ら危険な状態を解消することができない旨の申出があったときは、当該所有者等の同意を得て、危険な状態を回避するために必要な最低限度の措置（次項において「安全措置」という。）を講ずることができる。</p> <p>2 略</p> <p>第15条 略 (空家等対策協議会)</p> <p>第16条 <u>法第7条第1項</u>の規定により、本市に八尾市空家等対策協議会（次項において「協議会」という。）を置く。</p> <p>第17条・第18条 略</p>	<p>第1条～第5条 略 (市の責務)</p> <p>第6条 市は、<u>法第7条第1項</u>の規定により八尾市空家等対策計画（次項において「計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第7条～第13条 略 (安全措置)</p> <p>第14条 市長は、空家等及び法定外空家等について、第10条、第11条第1項の規定による助言若しくは指導若しくは同条第2項の規定による勧告を行った場合又は<u>法第22条第1項</u>の規定による助言若しくは指導若しくは同条第2項の規定による勧告を行った場合において、危険を回避する必要があると認められる場合で、当該空家等又は法定外空家等の所有者等から自ら危険な状態を解消することができない旨の申出があったときは、当該所有者等の同意を得て、危険な状態を回避するために必要な最低限度の措置（次項において「安全措置」という。）を講ずることができる。</p> <p>2 略</p> <p>第15条 略 (空家等対策協議会)</p> <p>第16条 <u>法第8条第1項</u>の規定により、本市に八尾市空家等対策協議会（次項において「協議会」という。）を置く。</p> <p>第17条・第18条 略</p>